

検査（システム対応部分）

（神経・筋検査） 通則 1 区分番号 D239 に掲げる筋電図検査については、所定点数及び区分番号 D241 に掲げる神経・筋検査判断料の 1 の所定点数を合算した点数により算定する。 2 区分番号 D239-2 から D240 までに掲げる神経・筋検査については、各所定点数及び区分番号 D241 に掲げる神経・筋検査判断料の 2 の所定点数を合算した点数により算定する。	
D241 神経・筋検査判断料 1 筋電図検査の場合 180 点 2 その他の場合 180 点 注 神経・筋検査等の種類又は回数にかかわらず月 1 回に限り算定するものとする。ただし、いずれかの神経・筋検査判断料を算定した場合には、同一月において他の神経・筋検査判断料は算定しない。	
システム対応 ① 検査項目に合わせて判断料を自動算定	
マスタ 160245310 神経・筋検査判断料（筋電図検査） 180 点 160245410 神経・筋検査判断料（その他） 180 点	

検査（眼科学的検査）

（眼科学的検査）

通則

- 1 （略）
- 2 近視の進行抑制を目的として診療を行い当該目的に係る効能又は効果を有する医薬品を投与している患者に対して眼科学的検査を行った場合は、年2回に限り算定する。この場合において、1回の受診において複数の検査を行った場合は、2種類を限度として算定する。

留意事項より

〔眼科学的検査に係る共通事項（「D255」から「D282-3」まで）〕

近視の進行抑制を目的として診療を行い当該目的に係る効能又は効果を有する医薬品（以下、「近視進行抑制薬」という。）を投与している患者（近視進行抑制薬を投与している患者であってコンタクトレンズの装用を目的に受診した患者を除く。以下同じ。）に対して眼科学的検査を行った場合（眼科学的検査の結果、新たに近視進行抑制薬を処方する場合を除く。）は、年に2回の受診に限り、「D255」精密眼底検査（片側）から「D282-2」行動観察による視力検査までに掲げる眼科学的検査を算定できる。ただし、この際、2種類以上の眼科学的検査を同時に行った場合は、2種類を限度として算定する。なお、新たな疾患の発生（屈折異常以外の疾患の急性増悪を含む。）により近視進行抑制薬の処方を中止する場合にあっては、この限りではない。近視進行抑制薬を投与している患者に対して眼科学的検査を算定する場合には、近視進行抑制薬の投与を開始した年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

「近視進行抑制薬」

近視進行抑制薬が選定療養の対象とされた。

近視進行抑制薬に該当する薬剤は、リジュセアミ二点眼液0.025%が該当

保険請求

点眼薬の費用は保険給付外となるが、それ以外は保険給付（処方料、処方箋料）

記載要領より

「投薬」欄

（オ）厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第16号に基づき、近視の進行抑制を効能又は効果とした医薬品を選定療養として支給した場合は、「摘要」欄に「薬選（近視）」と記載し、薬剤名を記載すること。

820000343 薬選（近視）

別表Ⅰより

（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第16号に基づき、近視の進行抑制を効能又は効果とした医薬品を選定療養として支給した場合） 薬剤名を記載すること。

処方料・処方箋料

830101000 薬剤名（近視の進行抑制を効能又は効果とする医薬品）；*****

検査（眼科学的検査）

算定方法

- ① 処方料または処方箋料は自動算定は不可であり手動入力（ただし、保険請求可能な医薬品の投与があれば自動算定）
- ② ①の処方料を手動入力する場合はシステム管理1007 自動算定・チェック機能制御情報にて「訂正時の展開（処方料）」を「1 展開する」に設定（推奨）
- ③ 近視進行抑制薬は各医療機関の運用に照らしマスタを作成し入力
- ④ 電子処方箋の運用をしている場合は近視進行抑制薬は電子処方箋へは送信できないため紙処方箋にて運用
この場合、会計は分けて近視進行抑制薬のみ入力し処方箋を作成することは可能

推奨

① リジュセアミ二点眼液のマスタ作成

◆院内投与の場合

マスタコードは 09523nnnn で作成する。（薬剤区分は外用薬）

◆院外処方の場合

マスタコードは 059nnnnnn で作成する。

② 入力

◆院内投与の場合

13	113712010	* 電子的診療情報連携体制整備加算 1（初診）（医学管理等）	15 X 1	15
23	.231	* 外用薬剤（院内処方）		
	820000343	薬選（近視）		
	810000001 *1	リジュセアミ二点眼液 0. 0 2 5 %	X 1	
25	.250	* 処方料		
	120001210	C処方料（その他）		
	830101000 *1	薬剤名（近視の進行抑制を効能又は効果とする医薬品）；リジュセアミ	42 X 1	42
96	.960	* 保険外（消費税あり）		
	095230001	リジュセアミ二点眼液 0. 0 2 5 %	1 箱 X 1	4400

レセの投薬欄に記載のため

処方料算定

選定療養費算定のため

検査（眼科学的検査）

◆院外投与の場合

12	112011010	* 外来管理加算	52 X 1	52
80	.820	* 処方箋料		
	120002910	C処方箋料（リフィル以外・その他）	処方箋料算定、レセコメント	
	830101000	薬剤名（近視の進行抑制を効能又は効果とする医薬品）；リジュ	60 X 1	60
98	.980	* コメント（処方せん備考）		
	099200991	【処方箋発行なし】	保険分の処方箋を発行しない	
##	#0002	《自費》	#####	
99	099999902	* 他保険にて診察料算定済	自費算定指示（保険組合せ番号）	
23	.232	* 外用薬剤（院外処方）		
	059000002 1*1	リジュセアミ二点眼液 0. 0 2 5 %	1 箱 (400) X 1	
			処方箋作成のため	

検査（眼科学的検査）

マスタ

D255	160246010	精密眼底検査（片）（近視進行抑制薬）	56点	
D255	160246130	精密眼底検査（両）（近視進行抑制薬）	112点	
D255-2	160246210	汎網膜硝子体検査（片）（近視進行抑制薬）	150点	
D256	1 160246310	眼底カメラ撮影（アナログ撮影）（近視進行抑制薬）	54点	
D256	1 160246410	眼底カメラ撮影（デジタル撮影）（近視進行抑制薬）	58点	
D256	2 160246510	眼底カメラ撮影（蛍光眼底法）（近視進行抑制薬）	400点	
D256	3 160246610	眼底カメラ撮影（自発蛍光撮影法）（近視進行抑制薬）	510点	
D256	4 160246770	広角眼底撮影加算（近視進行抑制薬）	100点	
D256-2	160246810	眼底三次元画像解析（近視進行抑制薬）	190点	
D256-3	160246910	光干渉断層血管撮影（近視進行抑制薬）	400点	
D257	160247010	スリットM（前・後眼部）（近視進行抑制薬）	110点	
D257	160247150	スリットM（前・後眼部）後生体染色使用再検査（近視進行抑制薬）	48点	
D258	160247210	ERG（近視進行抑制薬）	230点	
D258-2	160247310	網膜機能精密電気生理検査（多局所網膜電位図）（近視進行抑制薬）	600点	
D258-3	160247410	黄斑局所網膜電図（近視進行抑制薬）	800点	
D258-3	160247510	全視野精密網膜電図（近視進行抑制薬）	800点	
D259	160247610	精密視野検査（片）（近視進行抑制薬）	38点	
D259	160247730	精密視野検査（両）（近視進行抑制薬）	76点	
D260	1 160247810	動的量的視野検査（片）（近視進行抑制薬）	195点	
D260	1 160247930	動的量的視野検査（両）（近視進行抑制薬）	390点	
D260	2 160248010	静的量的視野検査（片）（近視進行抑制薬）	290点	
D261	1 160248110	屈折検査（6歳未満）（近視進行抑制薬）	69点	
D261	2 160248210	屈折検査（1以外）（近視進行抑制薬）	69点	
D261	3 160248330	屈折検査（薬剤使用前後）（6歳未満）（近視進行抑制薬）	138点	
D261	3 160248430	屈折検査（薬剤使用前後）（1以外）（近視進行抑制薬）	138点	
D261	4 160248570	小児矯正視力検査加算（近視進行抑制薬）	35点	
D261	4 160248670	小児矯正視力検査加算（薬剤使用前後）（近視進行抑制薬）	70点	
D262	160248710	調節検査（近視進行抑制薬）	70点	
D262	160248830	負荷調節検査（近視進行抑制薬）	140点	
D263	1 160248910	矯正視力検査（眼鏡処方箋の交付）（近視進行抑制薬）	69点	
D263	2 160249010	矯正視力検査（1以外）（近視進行抑制薬）	69点	

検査（眼科学的検査）

マスタ

D263-2	160249110	コントラスト感度検査（近視進行抑制薬）	207点
D264	160249210	精密眼圧（近視進行抑制薬）	82点
D264	1 160249370	負荷測定加算（精密眼圧測定）（近視進行抑制薬）	55点
D265	160249410	角膜曲率（近視進行抑制薬）	84点
D265-2	160249510	角膜形状解析検査（近視進行抑制薬）	105点
D266	160249610	光覚検査（近視進行抑制薬）	42点
D267	1 160249710	色覚検査（アノマロスコープ）（近視進行抑制薬）	70点
D267	1 160249810	色覚検査（色相配列検査）（近視進行抑制薬）	70点
D267	2 160249910	色覚検査（1以外）（近視進行抑制薬）	48点
D267	3 160250050	ランターンテスト（近視進行抑制薬）	48点
D267	3 160250150	定量的色盲表検査（近視進行抑制薬）	48点
D268	160250210	精密眼筋及び輻輳（近視進行抑制薬）	48点
D269	160250310	眼球突出度測定（近視進行抑制薬）	38点
D269-2	160250410	光学的眼軸長測定（近視進行抑制薬）	150点
D271	160250610	角膜知覚計検査（近視進行抑制薬）	38点
D272	160250710	両眼視機能精密検査（近視進行抑制薬）	48点
D272	160250810	立体視検査（近視進行抑制薬）	48点
D272	160250910	網膜対応検査（近視進行抑制薬）	48点
D273	160251010	スリットM（前眼部）（近視進行抑制薬）	48点
D273	1 160251150	スリットM（前眼部）後生体染色使用再検査（近視進行抑制薬）	48点
D274	160251210	前房隅角検査（近視進行抑制薬）	38点
D274-2	160251310	前眼部三次元画像解析（近視進行抑制薬）	265点
D275	160251410	圧迫隅角検査（近視進行抑制薬）	76点
D275-2	160251510	前房水漏出検査（近視進行抑制薬）	149点
D277	160251610	涙液分泌機能検査（近視進行抑制薬）	38点
D277	160251710	涙管通水・通色素検査（近視進行抑制薬）	38点
D277-2	160251810	涙道内視鏡検査（近視進行抑制薬）	640点
D278	160251910	E O G（近視進行抑制薬）	280点
D279	160252010	角膜内皮細胞顕微鏡検査（近視進行抑制薬）	160点
D280	160252110	レーザー前房蛋白細胞数検査（近視進行抑制薬）	160点
D281	160252210	瞳孔機能検査（電子瞳孔計）（近視進行抑制薬）	160点

検査（眼科学的検査）

マスタ				
D282	160252310	中心フリッカー試験（近視進行抑制薬）	38点	
D282-2 1	160252410	P L法（近視進行抑制薬）	100点	
D282-2 2	160252510	乳幼児視力測定（テラーカード）（近視進行抑制薬）	60点	

検査

7 看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を行った場合であって、第3節又は第4節に掲げる検査を実施した場合は、看護師等遠隔診療検査実施料として、第3節又は第4節の各区分の所定点数に代えて、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを算定する。

- イ 1種類の場合 100点
- ロ 2種類以上の場合 150点

マスタ		
160244210	看護師等遠隔診療検査実施料（2種類以上）	150点
160244310	看護師等遠隔診療検査実施料（1種類）	100点

D004 穿刺液・採取液検査		
（削る）		
4・5		
6	髄液一般検査	77点
8	顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）	113点
11	オリゴクローナルバンド	507点
15	アミロイドβ 42/40比（髄液）、リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ 42比（髄液）	1,282点

マスタ		
160061110	髄液一般検査	77点
160163150	顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）	113点
160167150	顆粒球エラスターゼ定性（子宮頸管粘液）	100点
160178010	オリゴクローナルバンド	507点
160237150	アミロイドβ 42/40比（髄液）	1282点
160242850	リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ 42比（髄液）	1282点

検査

D004-3 DNAメチル化検出検査 2,500点		
マスタ 160242550 DNAメチル化検出検査 2500点		
D006 出血・凝固検査 注 後天性低フィブリノゲン血症の患者に対して、フィブリノゲン製剤の適応の可否を判断する目的で、手術室等の場所でフィブリノゲン半定量又はフィブリノゲン定量を実施した場合は、迅速フィブリノゲン測定加算として、150点を所定点数に加算する。 10 フィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）定性、フィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）半定量、プラスミン、プラスミン活性、α1-アンチトリプシン 80点 12 フィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）定量 95点 13 ～ 22 23 プロテインS抗原 152点 24 25 トロンビン・アンチトロンビン複合体（TAT） 166点 26 β-トロポグロブリン（β-TG） 171点 27 ～ 30 31 プロテインC抗原 220点 32（削る） 33 ～ 37 注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から34までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。		
マスタ 160244470 迅速フィブリノゲン測定加算 150点		

検査

D006-27 悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）

10 H E R 2 遺伝子検査（大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの） 2,500点

11 E S R 1 遺伝子検査（乳癌に係るもの） 2,500点

注1 患者から1回に採取した血液又は（血漿）を用いて本区分の1、2、5、6、7、9、10若しくは11に掲げる検査又は区分番号D006-12に掲げるE G F R遺伝子検査（血漿）を2項目、3項目又は4項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ4,000点、6,000点又は8,000点を算定する。

マスタ

160244050 H E R 2 遺伝子検査（固形癌）（血液） 2500点

160244150 E S R 1 遺伝子検査（乳癌）（血液） 2500点

160233470 悪性腫瘍遺伝子検査減算（1・2及びE G F R等）（2項目） 4000点

160233570 悪性腫瘍遺伝子検査減算（1・2及びE G F R等）（3項目） 6000点

160233670 悪性腫瘍遺伝子検査減算（3・4等）（2項目） 8000点

160238170 悪性腫瘍遺伝子検査減算（1・2及びE G F R等）（4項目以上） 8000点

D006-31 I D H 1 遺伝子検査 2,500点

マスタ

160243050 I D H 1 遺伝子検査 2500点

D012 感染症免疫学的検査

70 抗アデノ随伴ウイルス9型（A A V 9）抗体、抗アデノ随伴ウイルス血清型 r h 74（A A V r h 74）抗体 12,850点

マスタ

160243850 抗アデノ随伴ウイルス血清型 r h 7 4 抗体 12850点

検査

D013 肝炎ウイルス関連検査

5 HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性 102点

マスタ

160241750 HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性 102点

D014 自己抗体検査

36 抗MDA5抗体 275点

46 抗アクアポリン4抗体、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体、抗P/Q型電位依存性カルシウムチャネル抗体（抗P/Q型VGCC抗体）、抗NF155抗体、抗CNTN1抗体 1,000点

48 抗GM-CSF抗体 1,380点

システム対応

① 施設基準

3594 抗GM-CSF抗体

マスタ

160209150 抗MDA5抗体 275点

160202250 抗アクアポリン4抗体 1000点

160202350 抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体 1000点

160243450 抗NF155抗体 1000点

160243550 抗CNTN1抗体 100点

160241950 抗GM-CSF抗体 1380点

検査

D015 血漿蛋白免疫学的検査
30 免疫固定法（抗悪性腫瘍剤に対する特異的抗体を用いた場合） 776点
31 コンシズマブ 12,850点

マスタ
160241850 免疫固定法（抗悪性腫瘍剤に対する特異的抗体） 776点
160243150 コンシズマブ 12850点

D018 細菌培養同定検査
注 2 1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて真菌培養を行った場合は、真菌培養加算として、122点を所定点数に加算する。

マスタ
160244770 真菌培養加算（細菌培養同定検査） 122点

検査

D023 微生物核酸同定・定量検査

12 膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出、マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出 350点

19 SARS-CoV-2核酸検出 650点

20 SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出、エムポックスウイルス核酸検出 700点

24 ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出 1,273点

注 ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合に限り算定する。

25 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出

イ SARS-CoV-2核酸検出を含むもの1,350点

ロ SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの 963点

注 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合に限り算定する。

システム対応

① 施設基準

4258 ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出

3697 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出

マスタ

160234150 膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出 350点

160242250 マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸・マクロライド耐性変異同時検出 350点

160234550 SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出（検査委託） 700点

160234650 SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出（検査委託以外） 700点

160242750 エムポックスウイルス核酸検出 700点

160243950 ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出 1273点

160224150 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（CoV-2核酸検出含む） 1350点

160216850 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（CoV-2核酸検出含まない） 963点

検査

D026 検体検査判断料

注7 区分番号D015の16に掲げる免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）、23に掲げる免疫電気泳動法（特異抗血清）又は30に掲げる免疫固定法（抗悪性腫瘍剤に対する特異的抗体を用いた場合）を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算として、50点を所定点数に加算する。

マスタ

160206970 免疫電気泳動法診断加算 50点

検査

D206 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）

注2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査（ブロッケンブロー）、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシング、期外（早期）刺激法による測定・誘発試験、冠攣縮誘発薬物負荷試験、冠動脈造影又はガイドワイヤを用いた冠微小循環の評価を行った場合は、卵円孔・欠損孔加算、ブロッケンブロー加算、伝導機能検査加算、ヒス束心電図加算、診断ペーシング加算、期外刺激法加算、冠攣縮誘発薬物負荷試験加算、冠動脈造影加算又は冠微小循環評価加算として、それぞれ800点、2,000点、400点、400点、400点、800点、800点、1,400点又は150点を加算する。

注3 血管内超音波検査、血管内光断層撮影又は血管内近赤外線分光法検査を実施した場合は、血管内超音波検査加算、血管内光断層撮影加算又は血管内近赤外線分光法検査加算として、400点を所定点数に加算する。

注7 同一月中に血管内超音波検査、血管内光断層撮影、血管内近赤外線分光法検査、冠動脈血流予備能測定検査及び血管内視鏡検査のうち、2以上の検査を行った場合には、主たる検査の点数を算定する。

マスタ

160064970	卵円孔加算（心臓カテーテル法）	800点
160065070	欠損孔加算（心臓カテーテル法）	800点
160065170	ブロッケンブロー加算	2000点
160065270	伝導機能検査加算	400点
160065650	ヒス束心電図加算	400点
160065750	診断ペーシング加算	400点
160065370	期外刺激法加算（心臓カテーテル法）	800点
160212970	冠攣縮誘発薬物負荷試験加算	800点
160065470	冠動脈造影加算	1400点
160244870	冠微小循環評価加算（心臓カテーテル法）	150点
160164970	血管内超音波検査加算	400点
160186170	血管内光断層撮影加算	400点
160242670	血管内近赤外線分光法検査加算	400点

D210 ホルター型心電図検査

2 8時間以上の場合 1,730点

注2 7日間以上実施した場合は、長時間心電図加算として、320点を所定点数に加算する。

マスタ

160244970	長時間心電図加算（ホルター型心電図検査）	320点
-----------	----------------------	------

検査

D215 超音波検査（記録に要する費用を含む。）

注 1 2又は3について、造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、180点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔に係るものを除く。）は、加算点数に含まれるものとする。

マスタ

160182970 造影剤使用加算（超音波検査） 180点

D216-3 蛍光リンパ管・リンパ節造影 500点

マスタ

160245010 蛍光リンパ管・リンパ節造影 500点

D217 骨塩定量検査

注 検査の種類にかかわらず、患者1人につき1年に1回に限り算定する。ただし、骨粗鬆症の治療を開始した日から起算して1年以内の場合には、患者1人につき4月に1回に限り算定する。

マスタ

160091310 骨塩定量検査（DEXA法による腰椎撮影） 360点

160147310 骨塩定量検査（MD法、SEX A法等） 140点

160170410 骨塩定量検査（超音波法） 80点

160226050 骨塩定量検査（腰椎）（REMS法） 140点

D237 終夜睡眠ポリグラフィー

3 1及び2以外の場合

□ 保険医療機関内で又は訪D237 終夜睡眠ポリグラフィー問して実施するもの 3,570点

ハ その他のもの 2,000点

注2 検査に要した交通費は、患家の負担とする。

マスタ

160245110 終夜睡眠ポリグラフィー（1及び2以外）（医療機関内又は訪問実施） 3570点

160245210 終夜睡眠ポリグラフィー（1及び2以外）（その他） 2000点

検査

D241 神経・筋検査判断料

1 筋電図検査の場合 180点

2 その他の場合 180点

注 神経・筋検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。ただし、いずれかの神経・筋検査判断料を算定した場合には、同一月において他の神経・筋検査判断料は算定しない。

マスタ

160245310 神経・筋検査判断料（筋電図検査） 180点

（眼科学的検査）

2 近視の進行抑制を目的として診療を行い当該目的に係る効果を有する医薬品を投与している患者に対して眼科学的検査を行った場合は、年2回に限り算定する。この場合において、1回の受診において複数の検査を行った場合は、2種類を限度として算定する。

D310 小腸内視鏡検査

注 2 3について、内視鏡的挿入補助具を用いて行った場合は、内視鏡的留置術加算として、260点を所定点数に加算する。

マスタ

160231670 内視鏡的留置術加算（検査） 260点

D313 大腸内視鏡検査

注 4 2について、内視鏡的挿入補助具を用いて行った場合は、内視鏡的留置術加算として、260点を所定点数に加算する。

マスタ

160231670 内視鏡的留置術加算（検査） 260点

検査

D415-6 壁側胸膜凍結生検法 15,800点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限 り算定する。		
システム対応 ① 施設基準 4259 壁側胸膜凍結生検法		
マスタ 160245510 壁側胸膜凍結生検法 15800点		